

陳情第 7 号

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XII

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2019年(令和元年)6月28日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 電 話
携帯電話



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 XII
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1. 遺跡について

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、人類の構成員が平等であることにより、その細大を論ぜず、等しく、人類の痕跡として、等しく、之を、取扱い、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 人類が、日本地域に到達して約3万年が経過します。

私達 当会は、私達 日本人が、・・・その故地、大略、水面下又地上、地下の遺跡に住み生活している、と自覚することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡を保存し継承することは、一方で、私達 人類が、日々神仏に手を合わせる事象に通ずる事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡は、物体ですが、当該物体に関わる諸般の関係性に於いて、物体が遺跡として成立する、と理解します。

II. 建築と遺跡について

私達 当会は、建築の創造と遺跡の存在は、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、双方共に同一の事象の範疇と、理解します。

私達 当会は、己が創造する建築の存在の為に、遺跡の存在を侵すことは、建築学の冒涇、又は、建築学上の矛盾、建築学の破壊、と理解します。

私達 当会は、皆様に、当該の建築学の冒涇、又は、学上の矛盾、学の破壊、を解消することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、建築の空間と遺跡の空間が分断していると感じるならば、それは、その計画者に建築の創造と遺跡の存在が同一の事象であるとの理解が欠落していることが表現されている、と理解します。

私達 当会は、皆様に、人類の活動空間の計画に於いて、建築の創造と遺跡の存在が、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、同一の事象であるとの理解に基いて、之を計画し実施することを提案し要望します。

III. 記録、及び記録と文化財-遺跡の関係について

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、人類の特定の限定された記録意志を表現する、且つ、特定の作法を以って再現する必要のある、暗号であり、対象の実態を記録しない、と理解します。

私達 当会は、凡そ、人類の対象の実態を記録する意志に対応する人類の選択肢は、それが、人類の記録の意志に対して弱々しいものでしかあり得ないとしても、対象及びその環境又人類とのその他諸般の関連性の現状保存の外にはあり得ない、と理解します。

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、実態として、対象の実態の“記録”として機能せず、人類の“芸術”としてのみ存在し得る事象である、と理解します。

Ⅳ. 養生所/(長崎)医学校等遺跡について

養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて、長崎市の理事者は、長崎市立仁田佐古小学校の建設計画や公有地への用地の決定の過程、即ち、公共事業に於ける遺跡の保存と開発の調整の局面において、平成26年(2014年)11月13日木曜日「第4回佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」によって「本協議会で学校の建設用地を佐古小学校の方」と結論し、又、平成27年(2015年)3月『長崎市歴史文化基本構想』(長崎市文化財課)策定発行して「資料編」に医学伝習-養生所-精得館等を記載し、又、平成27年(2015年)5月15日(金)付市長決裁によって、「1 統合形態 佐古小学校と仁田小学校を廃止し、仁田佐古小学校を設置する。(新設統合) 2 統合時期 平成28年4月1日 3 統合理由 仁田小学校及び佐古小学校においては児童数の減少により小規模化しており、距離が約300mと近接していることに加え、両校の校舎が老朽化しているため。 4 新設校設置場所 現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設するが、新校舎が整備されるまでの措置として仁田小学校を仮校舎として活用する。」と決定した後、平成28年(2016年)4月22日金曜日 第一回、平成28年(2016年)6月2日木曜日 第二回、平成28年(2016年)8月5日金曜日 第三回「長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会」での配布資料に於いて、長崎市が所蔵する当該小学校の複数の図面より、昭和5年以降昭和25年以前に築造されたことが明らかな、旧長崎市立佐古小学校の旧正門前の扇型石段について、“記念碑・記念樹等の取扱いについて(佐古小)”の項で、「階段は、1871年、長崎医学校の時代からの歴史的なアーチ型階段」(※1871年は明治四年)と説明する等、「文化財保護法」上の、地上遺跡としての「文化財」である「記念物」、建造物としての「有形文化財」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」、地下遺跡として「土地に埋蔵されている文化財」の状態である「埋蔵文化財」、等としての把握に過誤がある等妥当性を欠落しています。

私達 当会は、文化庁は、文化財行政に於いて、遺跡に係る、「文化財」である「記念物」、「有形文化財」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」、又、「埋蔵文化財」、等としての把握は、遺跡に係る“文化財行政の基本、本来のあり方”として遺跡の“現状保存”を第一義として、「積極的な保存措置がとられていない遺跡」についても、「さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要があり」、開発事業計画が出現する以前より、「計画的」「段階的」に踏査、試掘・確認調査等に始まり、各種の調査によって「把握」し、「保存と活用」の措置を講じ、同時に、「公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け」て「情報交換」を行いつつ、「そこに開発事業等が計画された場合には」、遺跡の“現状保存”を第一義として、保存について開発事業計画との調整を行うこと、又、「史跡の指定以外の方法による保存」として「文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存すること」も実施する様に措置している、と理解します。

『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』庁保記第一八三号 平成九年八月七日 各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長文化庁次長、『埋蔵文化財の保存と活用(報告) 一地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政一』平成19年2月1日 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』平成20年3月31日 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁、等)

1. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の佐古の丘の地形、中核区域、運用区域、関連区域の全域について、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。
2. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域、運用区域について、「記念物」、「有形文化財」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」、「埋蔵文化財」としての再評価、全域での発掘等調査による遺跡の実態の把握、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。
3. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域、運用区域についての、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建について、遺跡の現状を保存した上で、文字記録・図像記録(図面や古写真)・発掘調査等調査の成果による、切土や盛土や土羽や石垣や通路や道路や石段や石造用悪水路や石畳や敷石、その他柱穴等土木造成や関係する痕跡としての“土地の造形”の憶測の余地のない再建、及び、建物の石造基礎構造物の再建を実現すること、を提案し要望します。
4. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域、運用区域の活用について、写真資料を基盤とした、明治15年頃に竣工した寄棟造木造二階建の甲種長崎医学校の(新)講堂の現地に於ける原状再建と休息所等としての活用を実現すること、を提案し要望します。
5. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域、運用区域の活用に関連して、「医史博物館」を新設すること、を提案し要望します。
6. 私達当会は、皆様に、本紙 II -4、5 について、再建した(新)講堂を「医史博物館」に供用することを一つの案として、提案し要望します。

7. 私達当会は、皆様に、私達当会が、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、皆様に過去に連絡し説明し問合せし、陳情し、要望した事象の内、長崎市の理事者が、見解の相違とし、又は、未回答の事象について、見解の相違を解消し、又は、回示頂ける為の、意見交換の措置を執ること、を改めて、提案し要望します。

(遺跡に関わる事実は、複数なく一つしかありません。私達当会は、かねてより、皆様に、II-7の見解の相違の解消等の為の意見交換を提案し要望しています。

2019年(平成31年)4月17日水曜日に、長崎市の理事者は、私達当会等に、長崎市立仁田佐古小学校に設置予定の養生所等に関する展示施設の説明を実施しましたが、II-7の見解の相違の解消等の為の意見交換を実施していません。)

8. 私達当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域、運用区域内で実施されつつある、長崎市立仁田佐古小学校の建設用地設定並びに建設工事、及び、当該土地外周道路拡幅建設工事について、速やかに之を取消すこと、又、長崎市立仁田佐古小学校については、旧長崎市立佐古小学校地「佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会」で候補とされた複数の用地その他の内から、旧長崎市立佐古小学校地以外の土地に設置することを実現すること、を提案し要望します。

9. 養生所/(長崎)医学校等遺跡及び当該遺跡に隣接内包する一帯に於ける地域と近隣地域を結ぶ地域の主要道等の関連遺跡群について、従来、当該遺跡等遺跡群に関する地上遺跡群が広範囲に亘って随所に明らかであり、又、当該遺跡等遺跡群の実態や性格を考察するに際して良質な補完資料が十分に存在する処、近年、当該遺跡等遺跡群の取扱いに係る行政措置の進行に係る、遺跡の調査のための試掘又は発掘、並びに、開発事業に関する土地の発掘(掘削)に伴い、従来、土地に埋蔵されている状態にあった当該遺跡等遺跡群の部分の遺跡としての実態がより広範囲に且つ具体的に明らかになりつつあります。

私達当会は、皆様に、近年、当該遺跡等遺跡群の地上遺跡及び土地に埋蔵されている状態の遺跡の相互関連の把握により当該遺跡等遺跡群の遺跡としての実態がより広範囲に且つ具体的に明らかになりつつ事実に基づき、之を契機として、当該遺跡全域の遺跡の実態解明から保存活用のための発掘等調査の実施、当該遺跡等遺跡群及び一帯に関する、人々の活動平面や斜面や法面や道路や通路等土地の造成、その構造や表面形成、その位置や形状や大きさ、である“土地の造形”、関連する伝統的な建造物群、関連する景観について、遺跡等の遺跡等としての、保存活用のための発掘等調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

V. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲』
2018年(平成30年)2月27日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2版:2018年(平成30年)5月13日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図』
2017年(平成29年)7月9日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版:2017年(平成29年)7月23日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
追記(緑字):2017年(平成29年)9月13日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
追記(緑字):2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
3. 『長崎市理事者への長崎市の遺跡に関する確認と提案と要望の概要』
2019年(平成31年)4月17日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2版:2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『長崎市が実施した長崎市立佐古小学校土壌汚染に関する自主調査等について』
2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『遺跡(remains, ruins, antiquities, dig, dig site, monument, relic, archaeological sites, ..World Heritage Site..)』、又、遺跡の「人類存在上の価値」について』
2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『長崎医学校等敷地北部東突端部敷地境界線遺構等の現状保存の要望』
2019年(令和元年)5月27日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
7. 『長崎医学校等北部正門東翼石垣群等の現状保存の要望』
2019年(令和元年)6月3日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
8. 『長崎医学校等北寄宿舎等敷地東突端部新規検出敷地境界線V字型屈曲部遺構等遺跡の現状保存の要望』
2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
9. 『“例えば”・・・』
2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
10. 『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 III (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)』 2019年(令和元年)6月28日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭
2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上